



平成 25 年 11 月 12 日

各 位

会社名 株式会社青山財産ネットワークス
代表者名 代表取締役社長執行役員 蓮見 正純
(コード番号 8929 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 水島 慶和
(TEL 03-6439-5800)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用いたします。なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日 (火曜日) を基準日として、同日 (同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 12 月 30 日 (月曜日)) 最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する発行済株式総数

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 117,096 株 ※ |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 11,592,504 株 ※ |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 11,709,600 株 ※ |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 28,800,000 株 |

※ 平成 25 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数に基づくものであります。

(3) 日程

- | | |
|----------|--|
| ① 基準日公告日 | 平成 25 年 12 月 13 日 (金曜日) |
| ② 基準日 | 平成 25 年 12 月 31 日 (火曜日)
当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 12 月 30 日 (月曜日) となります。 |
| ③ 効力発生日 | 平成 26 年 1 月 1 日 (水曜日) |

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日 (水曜日)

なお、上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 12 月 26 日 (木曜日) をもって、取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記 2. の「株式分割の概要」に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、取締役会決議により平成 26 年 1 月 1 日をもって当社定款の一部変更を行います。

- a. 株式分割により、発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- b. 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- c. 第 6 条の変更および第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生を定めるため附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>288,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28,800,000 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
第 7 条～第 41 条 (条文省略)	第 8 条～第 42 条 (現行通り)
(新設)	附則 <u>1. 第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 26 年 1 月 1 日とする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款変更日程

定款変更の効力発生日

平成 26 年 1 月 1 日 (水曜日)

5. その他

(1) 株主優待制度の一部変更について

今回の株式分割に伴い、株主優待の基準を変更いたします。変更内容は以下のとおりです。
なお、優待内容に実質的な変更はございません。

保有株式数		優待内容
現行基準 (平成 25 年 6 月末基準)	株式分割後基準 (平成 26 年 6 月末基準)	
10 株以上 100 株以上を 1 年超継続保有	<u>1,000 株 (10 単元)</u> 以上 <u>10,000 株 (100 単元)</u> 以上を 1 年超継続保有	3,000 円相当ギフト 株式会社うかいのお食事券 (20,000 円) または、特選うかい牛肉 (20,000 円相当分)

(2) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の 1 株当たりの行使価格を平成 26 年 1 月 1 日以降、以下の
とおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
第 3 回新株予約権 (平成 25 年 6 月 18 日臨時取締役会決議)	34,551 円	346 円

以 上